

◎市長（山田憲昭君）

犯罪被害者見舞金制度についての御質問にお答えをいたします。

本市は、市、市民及び事業者が一体となって、安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的に、平成24年3月に、白山市安全で安心なまちづくり推進条例を制定し、その中で犯罪被害者等への支援を行うこととしております。

このたびの事件につきましては、この条例の第13条に規定しております犯罪被害者等への支援に基づき、お見舞いを行いたいと考えております。

なお、県内11市町が定めております犯罪被害者見舞金制度につきましては、なるべく早い時期に整備をいたしたいというふうに考えております。